

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 1 8 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
関係各省共済組合等所管課（室）

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

医療機関等におけるスマートフォンでのマイナ保険証の利用開始について（周知）

医療保険制度の円滑な運営に当たり、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年6月より、iPhoneでのマイナンバーカード機能の利用が開始されたことを踏まえ、スマートフォンでのマイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。）の利用に向けて、同年7月と8月に、一部の医療機関・薬局において実証事業を実施したところですが、同年9月19日より、利用環境が整った医療機関・薬局において、順次スマートフォンでのマイナ保険証によるオンライン資格確認が開始され、これにより、実物のマイナンバーカードだけでなく、スマートフォンでも保険診療が受けることが可能となります。

スマートフォンでのマイナ保険証の利用開始に向けて、その詳細及び医療機関等で利用する際の留意事項を下記のとおり連絡させていただきます。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村及び国民健康保険組合への周知を、関係各省共済組合等所管課（室）におかれましては、所管の共済組合等への周知をお願いいたします。

記

1 スマートフォンでのマイナ保険証利用のメリット

スマートフォンでマイナンバーカード機能が追加されることで、実物のマイナンバーカードを読み取ることなくマイナポータルへのログインを簡単に行えるようになり、自身の過去の医療情報の把握や管理が容易になります。

また、スマートフォンでもマイナ保険証として利用できるようにすることで、医療機関の窓口でカードを取り出すことなく、スマートフォン1台で受付ができるため、患者の利便性の向上にもつながるほか、医療機関等の窓口での受付がスムーズになることも期待されます。

なお、利用者にとってスマートフォンへのマイナンバーカードの追加は任意であり、スマートフォンにマイナンバーカードを追加した場合でも、実物のマイナンバーカードは引き続きマイナ保険証として医療機関等でご利用いただけます。

2 スマートフォンでマイナ保険証を利用する際の事前準備

医療機関等でスマートフォンをマイナ保険証として利用するには、対象機種の確認（※1）と、マイナ保険証の利用登録に加え、事前に以下の対応をお願いいたします。医療機関等の窓口での混乱回避と円滑な受付のために、事前準備についてご協力下さい。

【事前に用意するもの】

- ・実物のマイナンバーカード
- ・最新のマイナポータルアプリ
- ・マイナンバーカードの署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）
- ・券面入力用暗証番号（数字4桁） ※iPhoneのみ

（1）来院・来局前のスマートフォンへのマイナンバーカードの追加

最新のマイナポータルアプリから、スマートフォンのマイナンバーカードの利用申請を行って下さい。利用申請に当たっては、実物のマイナンバーカードとその署名用電子証明書のパスワードが必要となります。設定したパスワードが分からない場合や、一定回数入力を誤ってロックされてしまった場合は、スマートフォンに暗証番号のリセットアプリ（「JPKI 暗証番号リセット」アプリ）をインストールし、アプリで「初期化の予約」をした上で、コンビニのキオスク端末を利用して再設定するか、お住まいの市区町村窓口での再設定をお願いいたします。アプリによる手続きの詳細は、地方公共団体情報システム機構の公的個人認証サービスポータルサイト（<https://www.jpki.go.jp/jpkidreset/howto/index.html>）をご参照ください。

スマートフォンへのマイナンバーカードの追加に当たっては、スマホ用利用者証明用電子証明書（以下「スマホ用電子証明書」という。）の4桁の暗証

番号を新規に設定することが必要となります。この暗証番号は、Android を利用される方については実物のマイナンバーカードを使わずにマイナポータルにログインする際や、医療機関等を受診する際に必要となります。

なお、スマートフォンの OS が古い場合には、マイナンバーカードの追加ができないおそれがあるため、最新の OS にアップデートをお願いいたします。

(2) スマートフォンの利用に対応した医療機関・薬局の確認

医療機関・薬局を受診等する前に、スマートフォンの利用に対応しているかどうか、厚生労働省のホームページに掲載されている対応医療機関・薬局のリストで確認できます（詳細は4に記載）。日常的に通院されている場合には、医療機関・薬局の窓口等に、スマートフォンでの受付に対応していることが分かる目印となるステッカーが掲示されていますので、そちらをご確認のうえご利用いただくことも可能です。スマートフォンの利用に対応していない医療機関等を受診する場合は、原則として実物のマイナンバーカードによる受付となりますので、事前に医療機関等の対応状況の確認ができない場合にはご留意下さい。

(※1) スマートフォンの対象機種は、以下をご確認下さい。

- ・ Android : https://faq.myna.go.jp/faq/show/7261?site_domain=default
- ・ iPhone : iPhone XS 以降で iOS 18.5 以上を搭載した端末

(注1) スマートフォンへのマイナンバーカードの追加は1人1端末のみ可能であり、機種変更時には、

- ・ マイナポータルアプリで古い端末からマイナンバーカードの削除をした上で、新しい端末に再度追加をするか、
- ・ 新しい端末からマイナンバーカードの追加をすることで、

引き続きスマートフォンによるマイナ保険証利用が可能です。（後者の場合、古い端末での削除は不要となります。）

(注2) 実物のマイナンバーカードや電子証明書を更新した場合にはご自身のスマートフォンから、更新後のマイナンバーカードを利用して再度追加手続を行って下さい。市区町村の窓口での手続は不要です。

(注3) 原則として、15 歳未満はスマホ用電子証明書の発行時に必要となるマイナンバーカードの署名用電子証明書が発行されないため、スマートフォンのマイナ保険証利用はできません。

3 医療機関・薬局での利用手順

マイナンバーカードが追加されたスマートフォンを医療機関・薬局で使う際には、まず受付に設置された顔認証付きカードリーダーを操作し、最初の画面で「スマートフォンを利用」を選択し（※2）、次の画面で自身のスマートフォンのOSを選択します。その後、OSに対応した本人認証のための操作が必要となります。具体的には、iPhoneはスマートフォン上での認証（FaceID・TouchID）が、Androidでは顔認証付きカードリーダー上でのスマホ用電子証明書の暗証番号（数字4桁）の入力が必要です。

本人認証の後、スマートフォンの読み取り用の汎用カードリーダーにスマートフォンをかざします。「スマホをかざす」というステッカーがあれば、それを目印にしてかざして下さい。この際、iPhoneでは、本人認証をしてスマホ用電子証明書を読み取れる状態（※3）にしておく必要があります。一定時間が経過すると、再度認証の操作が必要となりますので、ご留意下さい。

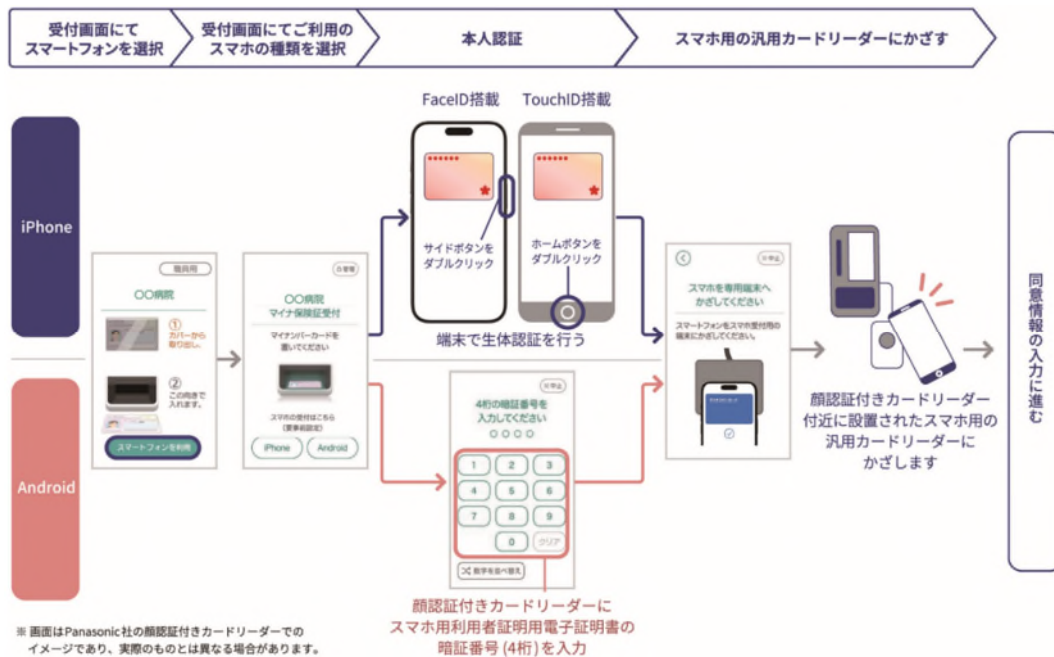
読み取りが完了したら、顔認証付きカードリーダーの画面が医療情報等の提供に当たっての同意情報の入力画面に切り替わりますので、そちらの画面操作をお願いいたします。これ以降の操作は、これまでの実物のマイナンバーカードの利用時と同様です。

（※2）スマートフォンの読み取りに対応している医療機関・薬局でのみ選択ボタンが表示され選択可能となります。（キヤノン製の顔認証付きカードリーダーも含め、表示がなければ利用できません。）

（※3）iPhoneのロック画面か、Appleウォレットアプリを開いて、FaceIDの場合はサイドボタンをダブルクリック、TouchIDの場合はホームボタンをダブルクリックします。マイナンバーカードを選択して認証し、iPhoneの画面上に「リーダーにかざしてください」と表示された状態でかざすと、読み取りができます。

（注4）何らかの事情でスマートフォンの読み取りに失敗した場合は、その場でスマートフォンからマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面を提示することで資格確認を行うことが可能です（別添をご参照下さい）。

（注5）マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた際は、スマートフォンの利用時は期限後3か月の経過期間なくカードリーダーでの読み取りができず、マイナポータルにもログインできなくなるため、医療機関等の受診の前に期限が切れていないかご確認下さい。



4 スマートフォンのマイナ保険証利用対応医療機関・薬局

本年9月19日から、スマートフォンの読み取り環境が整った医療機関・薬局から順次、スマートフォンでのマイナ保険証利用が開始されるに当たり、患者が医療機関等に行く前にスマートフォンが利用可能かを確認できるよう、厚生労働省のホームページにおいて、スマートフォンのマイナ保険証対応医療機関・薬局のリストを掲載いたします。リストは定期的に更新していきますので、受診等される医療機関・薬局がスマートフォンでのマイナ保険証利用に対応しているか随時ご確認下さい。マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）へのお電話でも確認することができます。また、リストへの掲載前にスマートフォンの利用に対応している場合もありますので、最新の状況は医療機関等に直接お問い合わせいただくか、医療機関等の受付に掲示されたステッカー等をご確認下さい。

(参考) スマートフォンのマイナ保険証利用について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60802.html

スマートフォンでのマイナ保険証の利用に向けた環境整備 (資格確認方法)

(別添)

何らかの事情によりスマートフォンのマイナンバーカードが読み取れずマイナ保険証で資格確認が行えなかった場合については、その場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面を提示することで資格確認を行う。

